

パイプライン推進工管内の救護訓練を消防局指導のもと実施

9月13日（月）、九州農政局筑後川下流農業水利事務所は、現在施工中である管径900mmのパイプライン推進工事における管内での救助訓練を、佐賀広域消防局北部消防署の西岡警防1課長他3名の指導のもと実施しました。

これは、狭い管内で酸欠等で要救護者が発生した際、空気呼吸器等を管内で移動させながら救護活動の訓練を行うもので、当事務所からの救護方法等指導の要請を踏まえ、消防局自らが訓練の必要性を意識して行ったものです。当事務所及び白石平野事業所の職員16名を含む約40名が参加しました。

管径900mmでは、大人が這っていく大きさしかなく、空気呼吸器（ボンベ）の背負い方や、ボンベや担架を運ぶ作業用台車の使用が重要となります。

本訓練では、管内での救急活動に際し、以下の注意事項について丁寧な説明があった後、ボンベの操作や管内での要救護者の担架への載せ方や移動方法について、実際に消防局員が要救護者に扮するなど本番さながらに行われました。

- ・必ず坑口で酸素濃度と有毒ガスの検知を行えるよう準備しておくこと
- ・連絡にあたり、必要な資機材やレスキューの必要性を素早く判断できるよう、簡潔に説明できるようにしておくこと
- ・連絡では現場事務所の住所を言うことが多いが、工事現場の地番を常に現場に掲示しておくこと
- ・実際に坑内事故が発生した場合は、素早く救急センターに連絡すること（狭い坑内での要救護者の移動は署員でも困難）

本訓練は、通常行われる安全パトロールの点検や安全教育とは違い、施工業者や消防局員にとっても大変貴重な訓練となりました。

当事務所では、今後もパイプライン工事や施工済パイプラインの機能診断を控えていることから、未然に事故を防ぐよう強く安全を認識するとともに、万が一に備えた対処ができるよう日頃より施工業者や職員に周知していくこととしています。

